

30城監第25号
平成30年8月29日
(2018年)

城陽市長 奥田 敏晴 様

城陽市監査委員 川村 和久

城陽市監査委員 谷 直樹

平成29年度(2017年度)城陽市経営健全化審査
の意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき審査に付された平成29年度(2017年度)資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見を提出する。

平成29年度（2017年度）経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

審査に付された算定の基礎となる事項を記載した書類は法令等に準拠して作成され、資金不足比率は適正に算定されているものと認められる。

区分	比率名	平成29年度	経営健全化基準
水道事業	資金不足比率	(%) —	(%) 20.0
公共下水道事業	資金不足比率	—	20.0
久世荒内・寺田塚本地区土地区画整理事業	資金不足比率	—	20.0

(1) 水道事業の資金不足比率

平成29年度(2017年度)の水道事業の資金不足比率は、資金剰余額が生じているため、該当しない。

なお、平成29年度(2017年度)の流動資産から流動負債（企業債を除く）を減じた額は13億4,446万7千円であり、平成28年度(2016年度)の9億6,895万7千円と比較すると3億7,551万円の増加であり、流動資産の増加等によるものである。

(2) 公共下水道事業の資金不足比率

平成29年度(2017年度)の公共下水道事業の資金不足比率は、平成29年度(2017年度)の流動資産から流動負債(企業債、他会計借入金を除く)を減じた額、14億1,912万3千円が資金不足となるものの、解消可能資金不足額25億6,905万1千円を下回るため、該当しない。

(3) 久世荒内・寺田塚本地区土地区画整理事業の資金不足比率

平成29年度(2017年度)の久世荒内・寺田塚本地区土地区画整理事業の資金不足比率は、資金不足額が生じていないため、該当しない。

(4) まとめ

資金不足比率は、いずれも国の示す基準では健全段階の範囲にある。

公共下水道事業では、短期資金調達を基金や水道事業からの内部資金で融通される場合もあり、低利調達のメリットを受けている。

一方、貸す側からは長期運用資金が失われ、資金運用を阻害するリスクが生じる。

今後、資金繰りのための財源を内部資金とするか、金融機関による外部資金とするかについては、各事業量を把握のうえ短期資金調達と資金運用を加えた総合管理の視点による検討を図られ、引き続き効率的な企業経営を推進されるよう望むものである。

参考資料

1 用語解説

(1) 資金不足比率

公営企業の資金不足額を、当該公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状況の健全化を示すもので、資金の不足額を公営企業の事業規模で除して算定されるものである。

2 対象範囲の図表

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	※公営企業会計ごとに算定	
	一般会計等に属する特別会計	該当なし							
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	※公営企業会計ごとに算定	
		介護保険事業							
		後期高齢者医療事業							
	公営企業会計	法適用公営企業							水道事業
		法非適用公営企業							公共下水道事業
久世荒内・寺田塚本地区土地区画整理事業									
一部事務組合・広域連合	城南衛生管理組合		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	※公営企業会計ごとに算定	
	京都府後期高齢者医療広域連合								
	京都地方税機構								
	京都府自治会館管理組合								
	淀川・木津川水防事務組合								
地方公社・第三セクター等	城南土地開発公社		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	※公営企業会計ごとに算定	
	(公財)城陽市民余暇活動センター								
	(株)サンガタウン城陽								
	(一財)城陽山砂利採取地整備公社								